改正後

（能力審査に係る手数料）

第二条　令第二条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる者以外の者　六百五万七千円

二　法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　五百九十二万千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

（削る）

２　（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～二十八　（略）	（略）
二十九　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十七万円
三十・三十の二　（略）	（略）
三十の三　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十の四　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円
三十一～三十六　（略）	（略）
三十七　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
三十七の二　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七万円

改正前

（能力審査に係る手数料）

第二条　令第二条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第九十九条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の許可を申請する者（次号において「一号申請者」という。）（同号に掲げる者を除く。）　六百五万七千円

二　一号申請者で、法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設（第四号において「能力審査の実地調査関係施設」という。）が本邦外にあるもの　五百九十二万千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（第四号において「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額

三・四　（略）

２　（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～二十八　（略）	（略）
二十九　保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験（第三十号の二から第三十号の五までに掲げる試験を除く。）（乗車定員十人未満の自動車（三輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
三十　保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験（次号から第三十号の五までに掲げる試験を除く。）（乗車定員十人未満の自動車（三輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十七万円
三十の二　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十七万円
三十の三・三十の四　（略）	（略）
三十の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十一～三十六　（略）	（略）
三十七　保安基準第十七条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円